第六十一条第一項中「第三十一条」を「第三十二条」に改め、同条を第六十四条とし、第六十条を第六十三条とする。

第五十九条第一項中「第三十二条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条を第六十二条とし、第五十六条から第五十八条までを三条ずつ繰り下げる。

第五十五条第二項中「第五十二条第二項」を「第五十四条第二項」に改め、同条第三項中「第五十三条第二項」を「第五十五条第二項」に改め、同条を第五十八条とし、第五十四条を第五十七条とし、第五十三条を第五十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（証人の遮へいの措置）

第五十六条　公平委員長は、事案の性質、証人の心身の状態、証人と当事者又は代理人との関係その他の事情により、証人が当事者、代理人又は傍聴人の面前で陳述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、当事者、代理人又は傍聴人と証人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができる。

2　前項の措置をとるに当たつては、当事者及び証人の意見を聴くものとする。

第五十二条を第五十四条とし、第四十四条から第五十一条までを二条ずつ繰り下げる。

第四十三条第一項中「公平委員会は、」の下に「次条第一項の規定に基づき」を加え、同条を第四十四条とし、第五章第一節中同条の次に次の一条を加える。

（審理の終了）

第四十五条　公平委員会は、この章の規定に従い必要な審理を終えたと認めるときは、審理を終了するものとする。

2　前項に定めるもののほか、公平委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理を終了することができる。

一　請求者から第三十六条第一項に規定する反論書又は第三十八条に規定する書面がこれらの規定の相当の期間内に提出されない場合において、公平委員会が更に一定の期間を定めてこれらの書面の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に提出されなかつたとき。

二　請求者及びその代理人が共に口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しないとき。

3　公平委員会は、前二項の規定に基づき審理を終了したときは、速やかに、当事者にその旨を通知するものとする。

4　公平委員会は、第二項の規定に基づき審理を終了したときは、速やかに、人事院にその旨を報告するものとする。

第四十二条を第四十三条とする。

第四十一条の見出し中「禁止」を「制限」に改め、同条第一項中「その指揮に従わない者の発言を禁止する」を「発言がその事案に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合にはこれを制限する」に改め、同条を第四十二条とし、第四十条を第四十一条とする。

第三十九条第一項中「ともに」を「共に」に改め、同条を第四十条とし、第三十八条を第三十九条とする。

第三十七条中「第三十四条又は第三十五条」を「第三十五条又は第三十六条」に改め、同条を第三十八条とし、第三十四条から第三十六条までを一条ずつ繰り下げる。

第三十三条第一項中「ともに」を「共に」に改め、同条第三項中「指定しなければ」を「指定し、かつ、当事者にこれを通知しなければ」に改め、同条を第三十四条とする。

第三十二条の見出し中「通知」を「日時等の指定及び通知」に改め、同条第一項中「当事者に」を「指定し、かつ、当事者にこれらを」に改め、同条を第三十三条とし、第三十一条を第三十二条とする。

第三十条第二項中「ともに」を「共に」に改め、同条を第三十一条とし、第五章第一節中同条の前に次の一条を加える。

（審理の計画的進行）

第三十条　当事者及び代理人並びに公平委員会は、円滑かつ迅速で公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理の計画的な進行を図らなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　規則一三―一第二条第一項に規定する処分についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた当該処分に係るものについては、なお従前の例による。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第三条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表の六の表規則一三―一（不利益処分についての不服申立て）の項中「不服申立て」を「審査請求」に、「第七十七条第一項」を「第八十条第一項」に、「第三十二条第一項、第五十八条第二項、第六十条第三項」を「第三十三条第一項（第六十七条において準用する場合を含む。）、第三十四条第三項（第六十七条において準用する場合を含む。）、第四十五条第三項（第六十七条において準用する場合を含む。）、第六十一条第二項、第六十三条第三項」に、「第六十四条」を「第六十七条」に、「第六十三条」を「第六十六条」に、「第六十六条第四項」を「第六十三条第四項」に、「第三十三条第一項、第四十八条第一項」を「第三十四条第一項（第六十七条において準用する場合を含む。）、第五十条第一項」に、「第六十一条第二項」を「第六十四条第二項」に、「第四十三条第三項」を「第四十四条第三項」に、「の意見」を「又は第五十六条第二項の意見」に、「第四十七条」を「第四十九条」に、「第四十九条」を「第五十一条」に、「第三十一条第一項」を「第三十二条第一項」に、「第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条」を「第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条」に、「第三十七条、第五十一条第一項」を「第三十八条、第五十三条第一項」に、「第五十四条第一項」を「第五十七条第一項」に、「第三十四条第一項（」を「第三十五条第一項（」に、「第三十四条第二項（第三十五条第二項」を「第三十六条第二項（」に、「第三十五条第一項（」を「第三十六条第一項（」に、「第三十七条の」を「第三十八条の」に、

「第四十四条第二項の最終陳述の書面」を「第四十五条第四項（第六十七条において準用する場合を含む。）の報告の文書等」に、

「第四十五条第二項」を「第四十七条第二項」に、「第五十条第一項」を「第五十二条第一項」に、「第五十二条第二項（第五十五条第二項」を「第五十四条第二項（第五十八条第二項」に、「第六十七条第二項」を「第七十条第二項」に、「第七十条第二項」を「第七十三条第二項」に、「第七十六条」を「第七十三条」に改める。

（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

第四条　前条の規定による改正前の規則一―三四別表の六の表規則一三―一（不利益処分についての不服申立て）の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。

（人事院規則一三―五の一部改正）

第五条　人事院規則一三―五（職員からの苦情相談）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（人事院規則一四―二一の一部改正）

第六条　人事院規則一四―二一（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。